京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会 令和6年度第1回会議

日時 令和6年5月29日 午後2時から 場所 WEB会議 (事務局及び傍聴者は京都経済センター 会議室4-A)

— 次第 —

- 1 開会
- 2 会長の選出
- 3 議題
 - 報告1 令和5年度における情報公開条例第22条及び個人情報の開示請求等に関する運用状況について
 - 報告 2 京都府後期高齢者医療広域連合保有個人情報の安全管理措置の状況等について
 - 報告3 情報セキュリティ対策状況自己点検チェックリストについて
 - 報告 4 京都市における個人市民税の均等割減免制度の廃止に伴う後期高齢者医療 被保険者情報の提供について
- 4 閉会

京都府後期高齢者医療広域連合 情報公開·個人情報保護審査会委員名簿

(50音順、敬称略)

	氏	名	職名等	
情報セ キュリ ティ	くろだ 黒田	gang 知宏	京都大学医学部附属病院医療情報企画部教授	
報道	ひげた日下田	th まさ 貴政	京都新聞社編集局総務	
学識	やまだ山田	さとし 哲史	京都大学大学院法学研究科教授	
学識	やまだ山田	のりこ典子	医師	
弁護士	おしとみ	n ph p i	弁護士	職務代理

任期:令和5年9月1日~令和7年8月31日

京都府後期高齢者医療広域連合告示第7号

京都府後期高齢者医療広域連合情報公開条例第22条の規定に基づき、令和 5年度における公文書の公開に関する実施状況を次のとおり公表する。

令和6年5月1日

京都府後期高齢者医療広域連合長

上村

1 公文書の公	公開請求の位	件数及び処	理状況		单()	单位:件)
	公開	1 - 1		処理状況		
実施機関	請求	公開	一部公開	非公開	公開請 求拒否	不存在 による 非公開
広域連合長	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	. 0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0
, 合 計	0	0	0	0	0	0

審査請求の件数

0件

京都府後期高齢者医療広域連合告示第8号

令和5年度における個人情報の開示請求等に関する運用状況を次のとおり公 表する。

令和6年5月1日

京都府後期高齢者医療広域連合長

上村

京路門灣 斯高麗治斯 斯克爾自拉 連回記里

1 個人情報の開示請求の件数及び処理状況

(単位:件)

	開示			処理状況		a + &
実施機関	請求	開示	一部開示	非開示	開示請 求拒否	不存在 による 非開示
広域連合長	6	5	1	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0 2	0
公平委員会	0	0 ,	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0
合 計	6	5 .	1	0	0	0

2 個人情報の訂正請求の件数及び処理状況

(単位:件)

実施機関	訂正請求		処理状況	
美胞 機関	可正明水	訂正	一部訂正	非訂正
広域連合長	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0
議会	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

3 個人情報の利用停止請求の件数及び処理状況

(単位:件)

実施機	松 閏	利用停止請求		処理状況	0.
<i>> n</i> = 1 <i>n</i>	X IX	70/11/11 正明水	利用停止	一部利用停止	非利用停止
広域連	合長	0	0	0	0
選挙管理	委員会	0	0	0	0
監査書	委員	0	0	0	0
公平委	員会	0	0	0	0
議	会	0	0	0	0
合	計	0	0	0	0

4 個人情報の取扱是正申出の件数 (単位:件)

取扱是正申出
0
0
0
0
0
0

5 審査請求の件数

0件

令和5年度 個人情報の開示請求等に関する運用状況について

					件数	案件・内訳
収集	法第64条		行政ない。	攻機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはなら	25	・レセプト返戻処理に必要な被保険者情報の照会(京都広域⇒他広域) 21件 ・第三者行為求償に係る他保険者への書類提供依頼 4件
		•		計	25	
		1項		改機関の長等は、 <u>法令に基づく場合を除き</u> 、利用目的以外の目的のために 固人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。	109	・捜査関係事項照会(刑事訴訟法第197条第2項) 13件 ・裁判執行関係事項照会(刑事訴訟法第507条、同法第508条第2項、民事訴訟法第186条) 3件 ・弁護士会照会(弁護士法第23条の2第2項) 1件 ・労災保険給付審査に係るレセプト提供依頼(労働者災害補償保険法第49条の3) 11件 ・難病医療等の対象者に係る高額療養費の所得区分通知(高齢者医療確保法施行規則第61条の2第3項) 38件 ・レセプト返戻処理に必要な被保険者情報の照会(他広域⇒京都広域)(高齢者医療確保法第138条第2項) 43件
			るとii 又はii めにii	頁の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当す 忍めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報 を自ら利用し、 是供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のた 自ら利用し、又は提供することによって、 本人又は第三者の権利利益を不 曼害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。		
			1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。	0	_
利用	法第69条		2号	行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保 有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用す ることについて相当の理由があるとき。	0	_
・提供		2項	3号	他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。	86	・保険医療機関等に対する指導等(京都府) 13件 ・特定医療費(指定難病)療養費申請に係る返還額算定(京都府、京都市) 50件 ・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る医療費支給(京都府) 7件 ・福祉医療費(高齢重度障害者医療)助成申請に係る助成額算定(神戸市、尼崎市) 7件 ・介護保険法に基づく第三者行為求償(京田辺市) 1件 ・老人福祉法に基づく老人ホーム入所措置に要する費用の徴収額算定(宇治市) 2件 ・一部負担金減免の実施状況照会(京都市) 2件 ・国保データヘルス計画策定に係るデータ提供(八幡市) 1件 ・その他 3件
			4号	前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。	7	・健康データ分析・地区診断事業実施に係るデータ提供(宇治市) 1件 ・健診・医療・介護総合データベース構築に係るデータ提供(京都府) 1件 ・京都市市税条例改正に伴う経過措置実施に向けたデータ提供 5件
	法第71条	1項	情報で <u>げる場</u>	幾関の長等は、外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人 を提供する場合には、 <u>法令に基づく場合</u> 及び <u>第六十九条第二項第四号に掲</u> 場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の <u>本人</u> 意を得なければならない。	0	
				計	202	

			,	, · · -		実施の有無		現況等
		条文	総務課	業務課	実施	その内容	未実施	(未実施の場合)改善策
. 総則	第1条~							
	第2条							
2 管理体制		(総括保護管理者)				事務局長		
		広域連合に、総括保護管理者を置く。						
	第3条	2 総括保護管理者は、 <u>事務局長をもって充てる</u> 。	_	_	0			
		3 総括保護管理者は、広域連合における保有個人情報等の管理に関する事務の責任者として、当該事務を統括する。						
		(保護管理者)				総務課:前澤担当課長		
		保有個人情報等を取り扱う課に保護管理者を置く。				業務課:雲丹亀課長		
	第4条	2 保護管理者は、 <u>課の長又はこれに代わる者</u> をもって充てる。	0	0	\circ			
		3 保護管理者は、課における保有個人情報等の適切な管理のため必要な措置を講ずるとともに、職員及び会計年度任用職						
		員(以下「職員等」という。)に必要な指示をし、又は指導しなければならない。						
		(保護担当者) 				総務課:吉川課長補佐		
	第5条	保護管理者を置く課に、保護担当者を置く。	0	0	0	業務課:太田課長補佐		
)IS 6 7 1	2 保護担当者は、 <u>所属職員の中から保護管理者が任命</u> する。				宮口課長補佐		
		3 保護担当者は、課における保有個人情報等の管理に関する事務について保護管理者を補佐する。						
		(監査責任者) 				岩本次長		
	第6条	広域連合に、監査責任者を置く。	0	0	0			
	75 0 76	2 監査責任者は、保有個人情報等の保護対策を担当する課の長又はこれに代わる者をもって充てる。						
		3 監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について、定期的に、又は随時に監査を行う。						
		(教育研修)						令和5年度は実施が出来なかったことから、令和6
		総括保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員等に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、保有						年度は他広域等の例も参考としながら、実施を行
		個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための <u>啓発その他必要な教育研修</u> を行うものとする。						う。
	第7条	2 総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員等に対し、保有個人情	0				0	
	为 / 木	報等の適切な管理のため、 <u>情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修</u> を行うものとする。						
		3 保護管理者は、当該課の職員等に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修へ						
		の参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。						
		(職員等の責務)						
		職員等は、個人情報保護法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者及び保護管理者						
	第8条	の指示に従い、保有個人情報等を適正に取り扱わなければならない。	0	0				_
		2 総括保護管理者及び保護管理者は、保有個人情報等がこの安全管理措置に基づき適正に取り扱われるよう、職員等に対						
		して必要かつ適切な監督を行う。						
3 保有個人		(アクセス制限)				<業務課>		
青報等の適正		保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性、個人識別の容易性、要配慮個人情報の有無、情報漏えい等が発生した場合に生じ				業務を行う上で必要が		
な取扱い		得る被害の性質及び程度その他の内容(以下「秘匿性等その内容」という。)に応じて、当該保有個人情報等にアクセスす				ある職員にのみアクセ		
	75 O 57	る権限(以下「アクセス権限」という。)を有する職員等の範囲及び権限の内容を当該職員等が <u>業務を行う上で必要最小限</u>				ス権限を付与。また、		
	第9条	<u>の範囲に限る</u> ものとする。		0	0	業務上必要最小限のア		
		2 アクセス権限を付与された職員等は、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならず、業務上の目				クセスとしている。		
		<u>的であってもアクセスは必要最小限</u> としなければならない。						
		3 アクセス権限を付与された職員等以外の者は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。						
		(複製等の制限)				<業務課>		
		職員等が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であって、次に掲げる行為をする場合は、保護管理者は、 <u>当該保有</u>				構成市町村、国保連、		
		個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員等は保護管理者の指示に従い当				委託業者等に限り当該		
		該行為を行うものとする。			_	行為を行っている。		
	第10条	(1) 保有個人情報等の <u>複製</u>			0			
	Í	(2) 保有個人情報等の <u>送信</u>	1	1	I	1		
		(2)						
		(3) 保有個人情報等が <u>記録されている媒体の外部への送付又は持出し</u>						

		//\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			実施の有無		現況等	
	条文	総務課	業務課	実施	その内容	未実施	(未実施の場合)改善策	
第11条	(訂正等) 職員等は、保有個人情報等の内容について誤り等を発見した場合には、 <u>保護管理者の指示に従い、訂正等を行う</u> ものとする。	0	0	0				
第12条	(媒体の管理等) 職員等は、保護管理者の指示に従い、 <u>保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管</u> するとともに、必要があると認めるときは、 <u>耐火金庫への保管、施錠等を行う</u> ものとする。 2 職員等は、保有個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、原則として、 <u>パスワード等(パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。)を使用して権限を識別する機能(以下「認証機能」という。)を <u>設定する等のアクセス制御</u>のために必要な措置を講ずるものとする。</u>	0	0	0				
第13条	(誤送付等の防止) 職員等は、 <u>保有個人情報を含む電磁的記録若しくは媒体の誤送信</u> 、 <u>誤送付若しくは誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を</u> 防止するため、個別の事務事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、 <u>複数の職員による確認、チェックリストの活用等の必要な措置</u> を講ずるものとする。	0	0	0	複数回チェックを行う など、誤送信が起こら など、計算が応。 なお、保有個人情報を 含む電磁的記録のデジタル疏水(閉域網)を用いて送付。媒体の受け 渡しについては直接搬 送を実施。			
第14条	(廃棄等) 職員等は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体 (情報システムに接続して使用するパーソナルコンピューター (以下「端末」という。)及びサーバに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法による当該保有個人情報等の消去又は廃棄を行うものとする。 2 職員等は、保有個人情報等の消去又は保有個人情報等が記録されている媒体の廃棄を委託する場合 (2以上の段階にわたる委託を含む。)には、必要に応じて職員等が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。	0	0	0				
第15条	(取扱状況の記録) 保護管理者は、必要に応じて保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じた <u>台帳等を整備して、当該保有個人情報等の利用及び保管等の取扱状況について記録する</u> ものとする。 2 保護管理者は、 <u>特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備して、当該特定個人情報の利用及び保管等の取扱状況について記録する</u> ものとする。		0	0				
第16条	(取扱区域) 保護管理者は、特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講じなければならない。	0	0	0				
シス 安全 等 第17条	(アクセスの制御) 保護管理者は、保有個人情報等(情報システムで取り扱うものに限る。以下この章(第25条を除く。)及び次章において同じ。)の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等を使用して権限を識別する機能(以下「認証機能」という。)を設定する等のアクセスの制御のために必要な措置を講ずるものとする。この場合の措置内容は、第9条により設定した必要最小限のアクセス権限を具体化するものとする。 2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合において、パスワード等の管理に関する定めの整備(その定期又は随時の見直しを含む。)を行うとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとするものとする。 3 職員等は、自己の利用する保有個人情報等に関して認証機能が設定されている場合、その認証機能の適切な運用を行うものとする。		0	0				

		AN ====	AUL		実施の有無		現況等
	条文	総務課	業務課	実施	その内容	未実施	(未実施の場合)改善策
第18条	(アクセス記録) 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等へ <u>アクセスした状況を記録し</u> 、 <u>その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の期間保存</u> するとともに、 <u>アクセス記録を定期的に、又は随時に分析</u> するために必要な措置を講ずるものとする。 2 保護管理者は、 <u>アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止</u> のために必要な措置を講ずるものとする。		0	0			
	(アクセス状況の監視) 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該 <u>保有個人情報等への不適切なアクセス監視のため</u> 、保有個人情報等を含む又は含むおそれがある <u>一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定</u> 、当該設定の <u>定期的確認等</u> の必要な措置を講ずるものとする。		0	0	<業務課> 不正アクセスが出来ないよう制御を実施。不正アクセスがあった場合は通報される設定となっており、事案ごとに確認している。		
第20条	(管理者権限の設定) 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、 <u>情報システムの管理者権限の特権を</u> 不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を <u>最小限とする等の必要な措置</u> を講ずるものとする。		0	0			
	(外部からの不正アクセスの防止) 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、 <u>ファイアウォールの</u> <u>設定によるネットワーク経路制御等</u> の必要な措置を講ずるものとする。	0	0	0			
第22条	(不正プログラムによる漏えい等の防止) 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報等の情報漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された <u>脆弱性の解消</u> 、把握された <u>不正プログラムの感染防止等に必要な措置</u> (導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。)を講ずるものとする。	0	0	0			
笠 2 2 タ	(情報システムにおける保有個人情報等の処理) 職員等は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限 るものとし、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去するものとする。 2 保管管理者は、前項の保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて随時、消去等の実施状況を重点的に確認するものと する。		0			0	保有個人情報等の複製については、必要最小限るものとし、処理終了後に不要となった情報やかに消去すべきことを周知する。
	(暗号化) 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その <u>暗号化のために必要な措置</u> を講ずるものとする。 2 職員等は、その処理する保有個人情報等について、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に <u>暗号化</u> (適切なパスワードの選択、パスワードの漏えい防止の措置等を含む。)を行うものとする。		0	0			
第25条	(入力情報の照合等) 職員等は、情報システムで取り扱う保有個人情報の <u>重要度に応じて</u> 、 <u>入力原票と入力内容との照合</u> 、 <u>処理前後の当該保有個人情報の内容の確認</u> 、 <u>既存の保有個人情報との照合等を行う</u> ものとする。		0	0			
第26条	(バックアップ) 保護管理者は、保有個人情報等の <u>重要度に応じて、バックアップを作成</u> し、 <u>分散保管するために必要な措置</u> を講ずるものと する。		0	0			
	(情報システム設計書等の管理) 保護管理者は、保有個人情報等に係る <u>情報システムの設計書、仕様書、ネットワーク構成図等の文書</u> について情報漏えい等が行われないよう、その <u>保管、複製、廃棄等について必要な措置</u> を講ずるものとする。		0	0			
	(端末の限定) 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その <u>処理を行う端末を限定</u> するために必要な措置を講ずるものとする。		0	0			

		ht ===	ли:	実施の有無			現況等	
	条文	総務課	業務課	実施	その内容	未実施	(未実施の場合)改善策	
第29条	(端末の盗難防止等) 保護管理者は、 <u>端末の盗難又は紛失の防止</u> のため、 <u>執務室の施錠、端末の固定等の必要な措置</u> を講ずるものとする。 2 職員等は、保護管理者が必要であると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。	0	0	Δ	執務室の施錠は出来でいるものの、個々の端末の固定等の措置は出来でいない。			
第30条	(第三者の閲覧防止) 職員等は、端末の使用に当たり保有個人情報等が <u>第三者に閲覧されることのないよう</u> 、使用状況に応じて <u>情報システムからのログオフ及び端末画面のロックを行う</u> こと並びに <u>端末画面及び情報システムから出力した帳票の閲覧防止</u> を徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。	0	0	Δ	離席時、端末のロックやログオフが徹底できておらず、自動ロックやログオフ設定を行うなど、改善を図る。			
第31条	(機器又は媒体の接続制限) 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の <u>情報漏えい等の防止</u> のため、 <u>USBメモリ、スマートフォン等の情報を記録する機能を有する機器</u> 又は <u>媒体の端末等への接続の制限</u> (当該機器の更新への対応を含む。)等の必要な措置を講ずるものとする。		0	0				
第32条	(媒体又は書類の移送手段) この安全管理措置等の手続に基づき、保有個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を <u>外部に持ち出す必要が生じた場合</u> には、 <u>容易に情報を読み取れなくする等の措置</u> の実施、 <u>追跡可能な移送手段の利用</u> 等、安全な方策を講ずるものとする。		0	0	個人情報等が記録された電子媒体又は書類等に係る国保連、業者等との受け渡しについては直接搬送としている。			
第33条	(入退管理) 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域(以下「情報システム室等」という。)に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い若しくは監視設備による監視又は外部電磁的記録媒体等の持込み、利用若しくは持ち出しの制限若しくは検査等の措置を講ずる。また、保有個人情報等を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずるものとする。 (保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めの整備(その定期又は随時の見直しを含む。)、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。	0	0	0				
第34条	(情報システム室等の管理) 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に <u>施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置</u> を講ずる ものとする。 2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、 <u>耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置</u> を講ずるとともに、サー バ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。		0	0				
第35条	(保管施設の管理) 保管管理者は、保有個人情報等を記録する電磁的記録媒体を保管するための施設を設けている場合において、必要があると 認められるときは、前2条に規定する措置に準じて、所要の措置を講ずるものとする。		0	(非該当)				
第36条	(執務室等に設置する場合の特例) 保管管理者は、情報システム室等について、専用の部屋を確保するのが困難である等の理由により執務室内にサーバ等を設置する場合において、必要があると認めるときは、第33条及び第34条に規定する措置に準じて、所要の措置を講ずるものとする。	0		0				

	*	/A) 76 = E	244 7A EM		実施の有無	1	現況等
	条文	総務課 業務課		実施	その内容	未実施	(未実施の場合)改善策
び業務の委 託等 第37条	(保有個人情報の提供) 保護管理者は、個人情報保護法 <u>第69条第2項第3号及び第4号</u> の規定に基づき他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人 <u>以外の者に保有個人情報を提供する場合</u> には、個人情報保護法第70条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について <u>書面を取り交わす</u> ものとする。 2 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人 <u>以外の者に保有個人情報を提供する場合</u> には、個人情報保護法第70条の規定に基づき、 <u>安全確保の措置を要求</u> するとともに、必要があると認めるときは、 <u>提供前又は随時に実地の調査等を行い</u> 、措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。 3 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、個人情報保護法第70条の規定に基づき、前2項に規定する措置を講ずるものとする。	0	0	0	<第1項及び第2項> 事例なし <第3項> 提供を行うに当たり、 その利用目的に限って 使用すること及び取扱 いに注意することを求 めている。		
第38条	(特定個人情報の提供) 保管管理者は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。		0	(非該当)			
	(業務の委託等) 保管管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずるものとする。また、契約書に次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者、業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査及び番号法に基づき広域連合が果たすべき安全管理措置と同等の措置の実施状況等の事項について、書面で確認するものとする。 (1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務 (2) 再委託(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。)のある場合を含む。以下この号、第5項及び第6項において同じ。)の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項。なお、当該事項のうち再委託に際して再委託先に求めるものについては、再委託先が委託先の子会社である場合も、同様に求めるべきこととしなければならない。 (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項 (4) 個人情報の複製等の制限に関する事項 (5) 個人情報の情報漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項 (6) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項 (7) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項 (8) 契約の遵守状況についての定期的報告に関する事項を含む。) (9) その他必要な事項		0	0			
	2 保管管理者は、個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき広域連合が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認するものとする。また、契約書に、前項に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を明記するものとする。 (1) 情報漏えい等の事案等が発生した場合の委託先の責任に関する事項 (2) 事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止に関する事項 (3) 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化及び従業者に対する監督・教育に関する事項 (4) 契約内容の遵守状況についての報告の求めに関する事項 (5) 必要があると認めるときに実地調査を行うことができる旨		0	(非該当)			
	3 保管管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを <u>委託する個人情報の範囲を必要最小限にする</u> とともに、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容、その量等に応じて、 <u>委託先における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況</u> について、少なくとも <u>毎年1回以上、原則として実地検査により確認</u> するものとする。		0			0	委託先における管理状況の実地検査が必要かど か、個別案件ごとに検討する。
	4 保管管理者は、 <u>個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする場合</u> には、委託先において、 <u>広域連合が果たすべき安</u> 全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。		0	(非該当)			
	5 委託先において、 <u>保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託</u> される場合には、保管管理者は、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、 <u>委託先を通じ、又は自ら第</u> 3項の措置を実施するものとする。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も、同様とする。		0			0	再委託先における管理状況の実地検査が必要か うか、個別案件ごとに検討する。

						実施の有無		現況等
		条文	総務課	業務課	実施	その内容	未実施	(未実施の場合)改善策
		6 保管管理者は、 <u>個人番号利用事務等の全部又は一部の委託先が再委託</u> をする場合には、委託をする個人番号利用事務等において <u>取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認したうえ</u> で、 <u>再委託の諾否を判断する</u> ものとする。		0	(非該当)			
		7 保管管理者は、保有個人情報等の取扱い等に係る業務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するとともに、労働者派遣契約が個人情報の適切な取扱いを行うことに配慮されたものとしなければならない(地方自治法第252条の17の規定に基づく派遣を除く。)。		0	(非該当)			
う サイバー 2キュリティ D確保	第40条	(サイバーセキュリティに関する対策の基準等) 個人情報を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第26条第1項第2号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報等の性質等に照らして <u>適正なサイバーセキュリティの水準を確保する</u> ものとする。	0	0	0	<総務課> 該当なし <業務課> 実施		
7 安全確保上の問題への対応	第 /l 1 久	(事故発生時の対応) 保有個人情報等の情報 <u>漏えい等の事案</u> の発生又は兆候を把握した場合及び職員等がこの <u>安全管理措置に違反している</u> 事実又は兆候を把握した場合等 <u>安全確保の上で問題となる事案</u> 又は問題となる事案の発生のおそれがあると認識した場合に、その事案等を認識した保護担当者は、 <u>直ちに</u> 当該保有個人情報等を管理する <u>保護管理者に報告</u> しなければならない。この場合において、保護担当者は、時間を要する事実確認を行う前にまず保管管理者に報告するものとする。	0	0	(非該当)			
		2 保護管理者は、 <u>被害の拡大防止</u> 、 <u>復旧等のため必要な措置</u> を速やかに講じなければならない。ただし、外部からの不正アクセス又は不正プログラムの感染が疑われる端末等の <u>LANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う</u> (職員等に行わせることを含む。)ものする。	0	0	(非該当)			
		3 <u>保護管理者</u> は、事案の発生した経緯、被害状況を調査し <u>、統括保護管理者に報告</u> しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに統括保護管理者に当該事案の内容等について報告しなければならない。	0	0	(非該当)			
		4 保護管理者は、個人情報保護法第68条第1項の規定により、保有個人情報等の情報漏えい等その他の保有個人情報等の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「個人情報保護法施行規則」という。)第43条各号のいずれかに定めるものが生じたときは、速やかに当該情報漏えい等の概要及び再発防止のための措置その他の必要な事項について個人情報保護委員会に報告しなければならない。	0	0	(非該当)			
		5 保護管理者は、前項の場合において、個人情報保護法第68条第2項の規定により同項ただし書きに該当する場合を除き、本人に対し、個人情報保護法施行規則第45条に定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。	0	0	(非該当)			
		6 保護管理者は、特定個人情報の安全の確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれがあると認識した場合には、速やかに当該事案等の内容及び再発防止のための措置その他の必要な事項について個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号)第2条各号に掲げる特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態に該当する事案又は当該事案の発生のおそれがあると認識した場合には、直ちにその旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。	0	0	(非該当)			

						実施の有無		現況等
		条文	総務課	業務課	実施	その内容	未実施	(未実施の場合)改善策
	7 保護管理者は、事案の内容等に応じ、統括保護管理者の指示に基づき当該事案の内容、経緯、被害状況等を広域連合長に速やかに報告しなければならない。				(非該当)			
	第42条	(再発防止) 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している 課に再発防止措置を共有するものとする。	0	0	(非該当)			
	第43条	(公表等) 保護管理者は、第41条第4項の報告及び同条第5項の通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事 実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への連絡の対応等の措置を講じなければならない。	0	0	(非該当)			
		2 保護管理者は、公表を行う事案については、その事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに統括保護管理者に情報提供を行うものとする。	0	0	(非該当)			
		3 保護管理者は、第41条第4項の報告及び同条第5項の通知を要しない場合であっても、次に掲げる国民の不安を招きかねない事案のいずれかに該当する場合は、速やかに個人情報保護委員会に情報提供を行うものとする。 (1) 公表を行う情報漏えい等が発生したとき。 (2) 委託先において個人情報の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があったとき。	0	0	(非該当)			
8 監査及び 点検の実施		(監査) 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、この安全管理措置に係る措置の状況を含む保有個人情報等の管理の状況について定期に、及び必要に応じ <u>随時に監査</u> (外部監査を含む。第46条において同じ。)を行い、その <u>結果を総括保護管理者に報告</u> するものとする。		0	0			
	第45条	(点検) 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報等の記録媒体、 <u>処理経路、保管方法等について、定期に、及び必要に応じ随時に点検</u> を行い、 <u>必要があると認めるとき</u> は、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。	0	0	0			
	第46条	(評価及び見直し) 保護管理者は、保有個人情報等の適切な管理のため、 <u>監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等を評価</u> し、 <u>必要があると認めるときは、職員への教育研修の実施及び業務改善等を行う</u> ものとする。	0	0	0			

京都府後期高齢者医療広域連合の情報セキュリティ対策状況自己点検チェックリスト

京都府後期高齢者医療広域連合の情報セキュリティ対策状況自己点検チェックリスト(以下、「チェックリスト」という。)は、京都府後期高齢者医療広域連合情報セキュリティポリシー(以下、「セキュリティポリシー」という。)第1編第7条に定める自己点検の実施に活用するために作成したものです。

チェックリストはセキュリティポリシー第2編に定める「京都府後期高齢者医療広域連合情報セキュリティ対策基準」に沿って作成しており、本チェックリストに 沿った自己点検を通じて当広域連合のセキュリティポリシーの遵守状況を検証し、情報セキュリティ対策を改善する事により、当広域連合の情報セキュリティ水 準を維持・向上させる事を目的としています。

京都府後期高齢者医療広域連合の情報セキュリティ対策状況自己点検チェックリスト	回答	該当箇所
1. 組織体制		
(1) 組織体制については、以下の責任者等を配置し、該当者にその責務、権限を説明しているか。		
・最高情報セキュリティ責任者(CISO)については事務局長	0	第2条
・統括情報セキュリティ責任者については業務課長	0	第3条
・情報セキュリティ管理者については統括情報セキュリティ責任者が任命した者	0	第4条
・情報セキュリティ市町村責任者については市町村後期高齢者医療主管課長	0	第5条
・情報セキュリティ市町村管理者については情報セキュリティ市町村責任者が任命した者	0	第6条
(2) 情報セキュリティ対策の実施において、承認又は許可の申請を行う者とその承認者又は許可者は、同じ者が兼務している	にか。 O	第8条
(3) 情報セキュリティに関する統一的な窓口を設置しているか。	0	第9条
2. 情報資産の分類と管理方法		
(1) 情報資産において、機密性・完全性・可用性ごとの分類・取扱制限について正確に把握しているか。	0	第10条
(2) 情報資産において、セキュリティポリシーを遵守した管理が行われているか。	0	第11条
3. 物理的セキュリティ		
3-1. サーバ等の管理		
(1) サーバ機器等は火災、水害、埃、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置しているか。	0	第12条
(2) 重要情報を格納しているサーバを冗長化しているか。	0	第13条
(3) サーバ機器等の電源は、停電等の電源供給の停止時に備え、適切に停止するまでの間に十分な電力を供給する予備電	源を備えているか。	第14条
(4) 通信ケーブル等の損傷等を防止する措置を講じているか。	0	第15条
(5) サーバ機器等の定期保守を実施しているか。	0	第16条
(6) 電磁的記録媒体を内蔵する機器を外部事業者に修理させる場合は、内容の消去等必要な対応を行っているか。	0	第16条
(7) データセンター以外にサーバ機器等を設置・運用する場合、CISOの承認を得ているか。	0	第17条
(8) 機器の廃棄、リース返却等実施時は、機器内部の記憶装置の全情報を消去する等の措置を講じているか。	0	第18条
3-2. 管理区域の管理		
(1) 管理区域から外部に通ずるドアを必要最小限とし、鍵や監視機能等により許可されていない者の立入りを防止する措置を	:講じているか。	第19条
(2) 管理区域への立入りを許可された者のみに制限し、ICカード、生体認証、入退室管理簿による入退室管理を行っているか		第20条
(3) 職員や外部委託事業者等の管理区域への立入に関して、身分証明書等の携帯を義務付け、必要に応じ提示を求める対	•	第20条
(4) 外部からの訪問者の管理区域への立入に関しては、立入区域の制限や職員の付添いを実施しているか。	0	第20条
(5) 新たに機器を導入する際、既存の情報システムへの影響についてあらかじめ確認しているか。	0	第21条
3-3. 通信回線及び通信回線装置の管理		372 137
(1) 外部へのネットワーク接続を必要最低限に限定し、可能な限り接続ポイントを減らしているか。	0	第22条
(2)機密性2以上の情報資産を取り扱う情報システムの通信回線への接続に関しては、適切なセキュリティ水準を満たす回線		第22条
(2) 協出性2以上の情報負煙を取り扱う情報ング・イムの過信回線への接続に関しては、過剰なビデュリティが早を過たす回標。	KETIMO CUI SIII.	#22#
(1) 執務室で利用するパソコンの盗難防止策を講じているか。	Δ	第23条
	0	第23条
	0	第23条
	0	第23条
(4) 電磁的記録媒体について、データ暗号化機能を備える媒体を備えているか。 4. 人的セキュリティ	0	第23条
<u>4. 入的セキュリティ</u> 4-1. 職員等の遵守事項		
		笠0.4冬
(1) 職員等は、情報セキュリティポリシーを遵守しているか。 (2) 職員等は、業務にはの日的で情報资産の持た出しの情報资産へのマクセス等を行っていないか。	0	第24条
(2) 職員等は、業務以外の目的で情報資産の持ち出しや情報資産へのアクセス等を行っていないか。		+
(3) 職員等は、離席時のパソコン等のロックや、電磁的記録媒体や文書の容易に閲覧されない場所への保管等の措置を講じ	-	第24条
(4) 職員等は、異動、退職等により業務を離れる際は、利用していた情報資産を返却しているか。	0	第24条
(5) 非常勤職員及び臨時職員はセキュリティポリシーを遵守しているか。	0	第25条
(6) 職員等が常にセキュリティポリシー及び実施手順を閲覧できるようにしているか。	0	第26条
4-2. 研修・訓練		₩ 00.2
(1) 定期的に情報セキュリティに関する研修を実施しているか。	0	第28条
(2) 緊急時対応を想定した訓練を定期的に実施しているか。	0	第30条
4-3. 情報セキュリティインシデントの報告		第00 55 5
(1) 職員等が情報セキュリティインシデントを認知した場合に、必要に応じてCISOにまで報告が行く体制が整えられているか。		第32, 33条
(2) 情報セキュリティインシデントが発生した場合、原因究明から、記録、再発防止策の検討・実施までの体制が整えられてい	るか。 O	第34条
4-4. ID及びパスワード等の管理		
(1)自己のIDや共用IDを利用者以外に利用させないようにしているか。	0	第35条
(2)パスワードは安易に漏えいしないように取り扱っているか。	0	第36条

5. 技術的セキュリティ		
5-1. コンピュータ及びネットワークの管理		
(1) 文書サーバの容量を設定し、職員等に周知しているか。	Δ	第37条
(2) ファイルサーバ等に記録された情報を定期的にバックアップしているか。	0	第38条
(3) 他団体と情報システムに関する情報等を交換する場合、その取扱い事項をあらかじめ定めているか。	0	第39条
(4) 情報システムの運用において実施した作業について、作業者に記録させ、点検を行っているか。また、適切に管理しているか。	0	第40条
(5) ネットワーク構成図、情報システム仕様書について、業務上必要な者のみが閲覧できるよう管理されているか。	0	第41条
(6) 各種ログ及びセキュリティ確保に必要な記録を取得し、一定期間保管しているか。	0	第42条
(7) 取得したログを定期的に点検・分析する機能を設け、第三者からの不正侵入、不正操作等の有無について点検・分析を実施しているか。	0	第42条
(8) システム障害の報告や処理結果、問題を記録し適切に保管しているか。	0	第43条
(9) ネットワークにおけるフィルタリング及びルーティングについて、設定の不整合が発生しないように、ファイアウォール、ルータ等の通信ソフトウェア等を適切に設定しているか。	0	第44条
(10) 不正アクセスを防止する為に、ネットワークに適切なアクセス制御を施しているか。	0	第44条
(11)所管するネットワークを外部ネットワークと接続しようとする際はCISOに許可を得ているか。	0	第45条
(12) 外部ネットワークに接続する際は、ネットワーク構成、機器構成、セキュリティ技術等を調査し、情報資産に影響がない事を確認しているか。	0	第45条
(13)接続する外部ネットワークの管理責任者による損害賠償責任について、ネットワーク接続に関する契約において担保しているか。	0	第45条
(14) 複合機が備える機能について適切な設定を行い、情報セキュリティインシデントへの対策を講じているか。	0	第46条
(15) 特定用途機器について、情報セキュリティインシデントが想定される場合、その機器の特性に応じた対策を実施しているか。	0	第47条
(16)無線LANは導入していないか。導入している場合は、暗号化等の対策を講じているか。	0	第48条
(17) 電子メールは送受信容量の上限を設定し、上限を超える電子メールの送受信を不可能にしているか。	0	第49条
(18) 自動転送機能を用いて電子メールを転送していないか。	0	第50条
(19) 外部に機密性の高いデータを送る際は暗号化やパスワード設定等のセキュリティ対策を実施して送信しているか。	0	第51条
(20) 職員等はパソコンに無断でソフトウェアを導入できない措置を講じているか。	0	第52条
(21) パソコン等に対し、機器の改造及び増設・交換を行えない策を講じているか。	0	第53条
	0	第54条
(23) 業務以外の目的でウェブを閲覧しないような策を講じているか。	0	第55条
5-2. アクセス制御		
	0	第56条
(2) 職員等が外部から内部のネットワークにアクセスする場合は統括情報セキュリティ責任者の許可等を得ているか。		第57条
(3) パスワードを発行する場合は、仮のパスワードを発行し、ログイン後直ちにパスワード変更させるようにしているか。		第58条
5-3.システム開発、導入、保守等		
	0	第60条
(2) 情報システムを開発する場合、システム開発の責任者及び作業者を特定しなければならない。	0	第61条
(3) 情報システムの導入時は、既に稼働している情報システムに接続する前に十分なテストを実施しているか。	0	第62条
(4) システム開発・保守に関連する資料等を適切に保管しているか。		第63条
(5) 情報システムに入力されるデータについて、妥当性のチェック機能等を組み込むように情報システムを設計しているか。	0	第64条
(6) 情報システムを変更した場合、プログラム仕様書等の変更履歴を作成しているか。	0	第65条
(7) ソフトウェア更新やパッチ適用時は、他の情報システムとの整合性を確認しているか。	0	第66条
5-4. 不正プログラム対策		3,00x
	0	第68条
(2) 端末にコンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させているか。		第69条
(3) 端末に対して、不正プログラム対策ソフトウェアによるフルチェックを定期的に実施しているか。若しくは同等の安全性を確保する措置を講じているか。	0	第70条
(3) 端末に対して、不正プログラム対策ファウェアによるフルデェックを定期的に実施しているか。石しては同等の安主任を確保する指直を講じているか。		<i>₹</i> ,0*
(1) 使用されていないポートを閉鎖しているか。	0	第71条
(1) 使用されていないホートを闭鎖しているか。 (2) サーバに攻撃を受けると認めるに足る情報を入手した場合、システムの停止を含む必要な措置を講じる体制が整っているか。	0	第71条
(2) サーバに攻撃を受けると認めるに定る情報を入手した場合、システムの停止を含む必要な措直を講じる体制が至っているか。 (3) サーバに攻撃を受けていると認められる時は直ちにシステムの停止等の必要な措置を講じているか。	0	第72条
		第75条
(4) 職員等による不正アクセスを発見した場合、適切な処置を指示しているか。 5-6. セキュリティ情報の収集	0	5 / 3 宋
		第70冬
(1) セキュリティホールに関する情報を収集し、必要に応じて関係者間で共有しているか。	0	第78条
(2) 不正プログラム等のセキュリティ情報を収集し、必要に応じ対応方法について、職員等に周知しているか。	0	第79条
(3) 情報セキュリティに関する情報を収集し、必要に応じ関係者間で共有しなければならない。	0	第80条
6. 運用		
6-1. 情報システムの監視		# 0 1 A
(1) セキュリティに関する事案の検知の為に、情報システムを常時監視しているか。	0	第81条
6-2. セキュリティポリシーの遵守状況の確認		Mr. c = ==
(1) セキュリティポリシーの遵守状況について定期的に確認を行っているか。	0	第82条
(2) セキュリティポリシーに対する違反行為を発見した場合、直ちにセキュリティ管理者に報告をする体制が整っているか。	0	第84条

令和6年5月24日

京都府後期高齢者医療広域連合 事務局長 様

京都市保健福祉局長(公印省略)(担当:生活福祉部保険年金課)

京都市における個人市民税の均等割減免制度の廃止に伴う 後期高齢者医療被保険者情報の提供について

1 これまでの経過

(1) 均等割減免制度とは

個人市民税は、所得に応じて課される「所得割」と、所得金額にかかわらず 一律に課される「均等割」により算出される。均等割減免制度とは、所得割の 納税義務のない方の均等割額の全額を免除(=非課税の取扱いとする)する制 度である。

本制度は、昭和26年に創設された制度であるが、昭和51年に非課税措置が地方税法に設けられた結果、創設当初の意義が薄れ、現在は、全国に類を見ない京都市独自の制度となっている状況にあった。

そうした経過を踏まえ、地方税制度における適正性や公平性を確保するといった観点から、均等割減免制度を廃止することを含む市税条例の改正を令和2年11月に京都市会に提案し、議決された(令和6年1月1日施行)。

(2) 経過措置の実施について

均等割減免制度の廃止に伴い、京都市では、令和元年度及び令和2年度において、各福祉施策で影響を受ける対象者及び影響額の調査(以下「影響調査」という。)を行った。影響調査の結果を受け京都市では、後期高齢者医療制度においては、令和6年度から4年間(令和6年8月診療分から令和10年7月診療分)、影響を受ける被保険者に対して段階的な経過措置を実施することとした。ア 後期高齢者医療制度における経過措置の内容及び期間

年度	軽減率	年度	軽減率
令和6年度	100%軽減	令和8年度	50%軽減
令和7年度	75%軽減	令和9年度	25%軽減

イ 後期高齢者医療において影響のある事業

• 高額療養費

<経過措置の負担上限額 (月額) >

*	免廃止	前〈非課税〉		減免廃止後<課税>						
区分		5年度	区分		本来の 上限額	6年度 (100% 軽減)	措置(軽) 7年度 (75% 軽減)	収後の上限額) 8年度 9年度 (50% (25% 軽減) 軽減)		経過措置 終了後
区 分 I II	個人	8,000 円	1 5	個人	18,000円 年間上限 144,000円	8,000円	10,500 円	13,000円 年間上限 144,000円	15,500円 年間上限 144,000円	18,000円 年間上限 144,000円
区 分 II	世帯	24,600 円	般	世帯 (外来+ 入院)	57,600円 (多数該当 44,400円	24,600円 多数該当 24,600円		41,100円 多数該当 34,500円	49,300円 多数該当 39,400円	57,600円 多数数当 44,400円
区 分 I	(外来+ 入院)	15,000 円			57,600円 (多数該当 44,400円)	15,000円 多数該当 [5,000円]		36,300円 多数成当 29,700円	46,900円 多数該当 37,000円	57,600円 (多数該当 44,400円)
			遏	付額		限額による の差額を還	負担額と軽 付	滅後の上	吸額によ	

• 入院時食事療養費

<経過措置の負担額【入院時食事療養費】(1食当たりの額)>(令和6年6月改定後)

減免廃止前ぐ	(非課税>			減免廃止後〈課税〉							
					過措置(軽減		額)				
区分	5年度	区分	本来の 負担額	6 年度 (100% 軽減)	7 年度 (75% 軽減)	8 年度 (50% 軽減)	9年度 (25% 軽減)	経過措置 終了後			
区分Ⅱ	230 円	課税	490 円	230 円	290 円	360 円	420 円	490 円			
区分 11	230 [7]	難病等	280 円	230 円	240 円	250 円	260 円	280 円			
上記のうち	180 円	課税	490 円	180 円	250 円	330 円	410 円	490 円			
長期該当	100 [7]	難病等	280 円	180 円	200 円	230 円	250 円	280 円			
巨八工	110円	課税	490 円	110 円	200 円	300 円	390 円	490 円			
区分 I	<u> </u>		280 円	110 円	150 円	190 円	230 円	280 円			
		還付額	本来の負	担額と軽	減後の負担	額の差額	を還付				

長期該当:直近12か月の入院日数が90日を超えている場合、申請により減額されます。

難病等 : 指定難病の患者の方等

· 入院時生活療養費

<経過措置の負担額【入院時生活療養費】(1食当たりの額)>(令和6年6月改定後)

		〈非課税〉	THE LY NOT			廃止後<課		(1/10		
					経済	措置(軽減	後の負担	額)		
区分		5年度	区分	本来の 負担額	6年度 (100% 軽減)	7年度 (75% 軽減)	8 年度 (50% 軽減)	9 年度 (25% 軽減)	経過措置 終了後	
			課税	490 円	230 円	290 円	360 円	420 円	490 円	
区3	ЭII	230 円	i水化	450 円	230 円	280 円	340 円	390 円	450 円	
			難病等	280 円	230 円	240 円	250 円	260 円	280 円	
			GM 105	490 円	180円	250 円	330円	410 円	490 円	
	己のうち 関該当	180 円	180 円	課税	450 円	180 円	240 円	310円	380 円	450 円
200	7387		難病等	280 円	180 円	200 円	230 円	250 円	280 円	
	下記	1 do III	988.4M	490 円	140 円	220 円	310円	400円	490 円	
	以外	140円	課税	450 円	140円	210 円	290 円	370 円	450 円	
区分	医療	110 M	38 124	490 円	110円	200円	300円	390 円	490 円	
I	部	110円	課税	450 円	110円	190円	280 円	360円	450 円	
	難病等	110円	難病等	280 円	110円	150円	190円	230 円	280 円	
			還付額	本来の負	担額と軽減	変後の負担	額の差額を	と還付		

長期該当:直近12か月の入院日数が90日を超えている場合、申請により減額されます。

難病等:指定難病の患者の方等 医療高:医療の必要性の高い者。

なお、それぞれの上段が入院時生活療養 I 、下段が入院時生活療養 II を算定

する医療機関に入院する者。

· 高額介護合算療養費

<経過措置の負担上限額(年間の額)>

✓ 0.2. v	配担 声 い 女 7		十回の無	/ -						
減免廃.	減免廃止前<非課稅> 減免廃止後<課稅>									
				経過措置(軽減後の上限額)						
区分	5年度	区分	本来の	6 年度	7年度	8 年度	9年度	经通措置		
12.77	5年度	込ガ	上限額	(100%	(75%	(50%	(25%	終了後		
				軽減)	軽減)	軽減)	軽減)			
区分Ⅱ	31 万円	一般	56 万円	31 万円	37 万円	43 万円	49 万円	56 万円		
区分I	19 万円	一般	56 万円	19 万円	28 万円	37 万円	46 万円	56 万円		
還付額 本来の上限額による負担額と軽減後の上限額による 負担額の差額を還付										

(3) 事務の内容

- ① 当該減免制度の影響を受ける「被保険者の被保険者番号」及び「当該減免制度を受けていた人のうち当該被保険者の世帯に属する人の宛名番号」を京都市が広域連合に提供する。
- ② 提供を受けた被保険者の医療給付データ (別紙参照)及び経過措置継続の場合の負担区分等を京都市に提供する。
 - ※広域連合からの提供項目については、事務を進める過程で変更の可能性あり
- ③ 京都市において、経過措置の支給額を算定の上、本人に支給

(4) これまでの広域連合からの情報提供

・令和3年 5月:影響調査のための医療給付データ 13,972件

・令和4年 2月:影響調査のための医療給付データ 14,491件

・令和5年11月:経過措置実施に向けたレセプトの提供依頼項目絞り込みのためのデータ

・令和6年 1月:経過措置実施に向けたレセプトのデータ形式確認のためのデータ

: 経過措置実施に向けた算定ツール開発における総合テストの

ためのデータ

・令和5年10月から令和6年12月頃まで:経過措置対象者の候補者抽出に係るデータ(※3か月分ごとに提供)

2 候補者の選定について(令和5年11月診療分まで)

現時点での候補者

· 高額療養費 3, 930人

・入院時食事療養費等 1,299人

• 高額介護合算療養費 未定

※令和6年12月頃に月遅れ請求対象者を追加し、おおよその候補者が確定する見込み

3 総合テストの結果について

令和6年度以降の経過措置実施に向けて、令和5年度中に支給額算出のためのツール開発を行い、令和6年3月にテストを行った。(高額介護合算療養費除く。)

テストデータと本番データでは、状況(負担区分及び負担区分に基づく高額療養費等の上限金額)が異なり、計算の過程を緻密に再現できていないため、今後課題が出てくる可能性があるが、現時点において経過措置実施の際に提供していただく項目を確定した。

令和6年11月以降の本計算実施後に、計算等に不具合が出てきた場合は、項目等 について若干変動の可能性がある。

4 今後の予定(本番データの提供等)

令和6年8月診療分から経過措置の対象となるため、同年11月頃に実際の計算に使用する本番データを提供いただき、本計算を行う予定。データの受取りは、令和6年度から令和9年度診療分まで(令和6年8月~令和10年7月診療分)実施し、データにより、月次・3か月ごと・年次などで行う。

5 安全管理措置

引き続き、個人情報保護法を遵守し、提供いただいた情報の安全管理のために、 保有個人情報データのパスワード設定、保有個人情報が記録された媒体の直接搬送 など、必要な措置を講じる。

個人市民税の均等割減免廃止に伴う経過措置の実施に当たり、広域連合から提供が必要な 情報の項目

高額療養費、入院時食事療養費対象者レセプト等情報の項目(月次)

TD01(給付記録管理)

#	1	2	3	5	8	14	16	30
項目名	請求年月	簿冊レセプ ト番号	履歴番号	被保険者番号	診療年月	保険者番号	生年月日和 暦	診療実日数

	31	35	36	37	38	45	46	53	54
給付	割合	食事回数	食事請求金 額	食事決定金 額	食事標準負 担額	公費1法別 番号	公費1番号	公費1食事 回数	公費1食事 請求金額
'			-	-	-	※ 1		-	

55	56	63	64	71	72	73	74	90
公費1食事 決定金額	公費1食事 標準負担額	公費2法別 番号	公費2番号	公費2食事 回数	公費2食事 請求金額	公費2食事 決定金額	公費2食事 標準負担額	高額計算除 外区分コー
		※ 1		-				

116 120 122 130 高額用地方 状態区分 入外区分 予備100 <u>コード</u> ※3 単独額 フィールド コード

X2

TD02(高額療養費支給)

91

費用金額

_			PH /						
	#	1	2	3	4	5	6	16	57
	項目名	保険者番号	診療年月	被保険者番 号	高額管理番 号	請求年月	簿冊レセプ ト番号	世帯負担限 度額	予備4金額

※4

TD08(高額療養費支給管理)

#	1	2	3	21	34	35	57
項目名	診療年月	被保険者番 号	高額管理番 号	個人負担区 分コード	高額療養費 現物給付金 額	高額療養費 償還給付	予備100 フィールド

※5

TD50(レセプト調整)

#	1	2	3	56	
項目名 請求年月		簿冊レセプ ト番号	履歴番号	高額用地方 単独額	
				\'.'.	

X2

※ 1	公費併用の医療
※2	地方単独の公費負担額
% 3	高額療養費の計算のために一時的に保持するデータ等。具体的な項目は以下の通り。「特殊入力区分コード」「チェック・計算OFFフラグ」「75歳年齢到達区分コード」「レセプト調整フラグ」「処方箋発行医療機関」「一時突合フラグ」「高額計算除外理由コード」「公患小数点区分」「高額療養費」「高額用地単分公費1患者負担額」「高額用地単分公費2患者負担額」「高額用一部負担相当額」「多数該当区分」「給付記録拡張管理4最終履歴番号」「医療費通知減額フラグ」「他県県単・地単フラグ」「特記事項4」「特記事項5」
※ 4	高額療養費の算出用の一部負担相当額
※ 5	「高額用費用金額」「75歳到達負担限度額」「75歳到達高額療養費金額」「75歳到達マル長限度額差額償還額」「地方単独公費分高額療養費金額」「レセプト調整フラグ」「75歳到達マル長限度額差額償還該当コード」「カスタマイズフラグ」

高額介護合算療養費レセプト等情報の項目(年次) TD39(高額介護合質計算結果内訳情報)

1031(同俄月度口昇引昇和木門扒用取)									
#	1	2	3	4	5	6	7	10	18
項目名	支給申請書 整理番号	支給申請履 歴通番	支給申請世 帯構成員通 番	自己負担額 情報通番	計算履歴通 番	内訳通番	保険制度 コード	被保険者 (証)番号	差引負担額(70歳未満)

Ж

×	高額介護合算療養費算定用の自己負担額
/•\	间 吸力 投口 开冰 及员开飞门 ** 口 口 页 二 吸